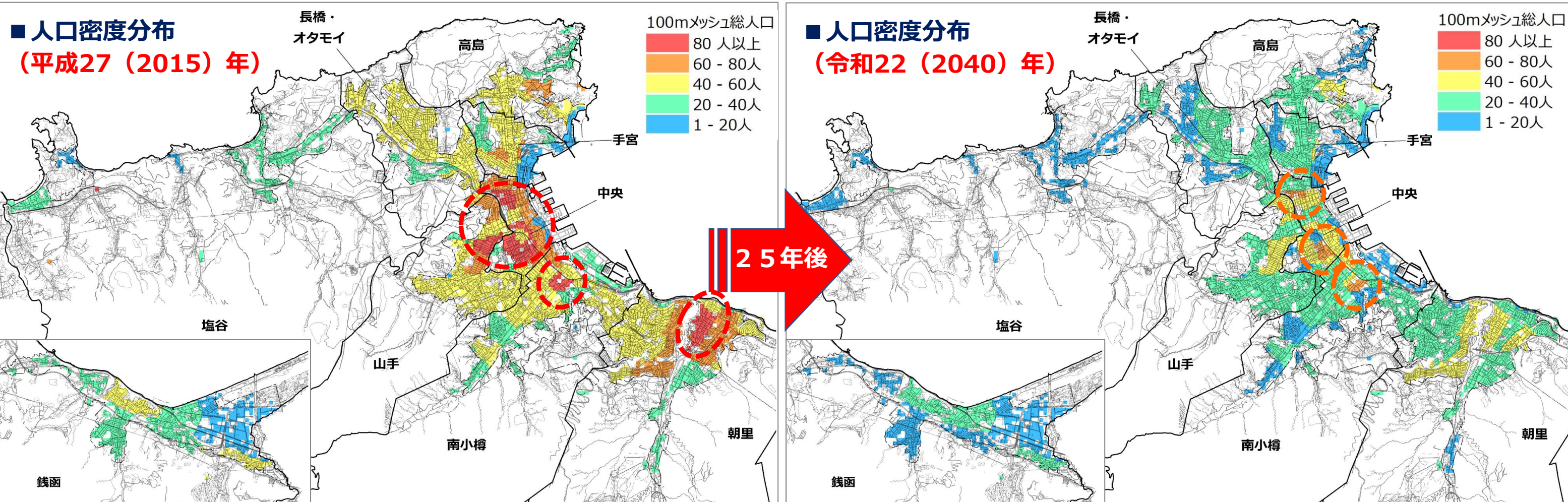


1 立地適正化計画策定の必要性

◆人口密度の現状と将来の見通し（地域別・ミクロ的）

資料：国勢調査、国立社会保障人口問題研究所将来推計人口を基に
国土交通省国土技術研究所将来人口予測ツールにより作成



○現状（平成27年）

- ・H27年では、人が比較的密集して住まわれている80人/ha以上のエリアは、中央地域（山田町、花園、稲穂）、山手地域（緑）、南小樽地域（若松、新富町）、朝里地域（新光）に集中して分布
- ・また、市街地全体において、40人/ha以上が大半を占めている。

※一般的な人口密度の基準

- ・都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）に定める既成市街地の人口密度の基準として1ha当たり40人が定められており、市街地の人口密度の高低の判断の目安となっている。

○将来の見通し（令和22年）

- ・令和22年では、各地域において人口減少が進み、80人/ha以上のエリアは無くなり、最も人口集中している60～80人/haのエリアは、中央地域、南小樽地域（新富町）とごく限られている。
- ・また、郊外の住宅地についても40人/ha未満が大半を占め、全体的な人口密度の低下（既成市街地の低密度化）が予測されている。
- ・特に、塩谷地域、長橋・オタモイ地域、銭函地域において、人口密度の低下（20人/ha未満）が予測されている。



1 立地適正化計画策定の必要性

◆人口減少・人口密度の低下がもたらす市民生活などへの影響

①多くの人々が利用することによって経営が成り立っていた日用品販売店舗等の身近な生活利便施設の撤退、通院や買い物、通勤・通学などに利用する路線バスや鉄道等の地域公共交通の縮小・撤退などにより、日常生活を営む生活圏において必要な機能が失われ、生活利便性の低下が懸念される。

②空き家・空き地、空き店舗等が増加し、都市のスポンジ化※が進行、地域の活力やにぎわいの低下、景観や治安等の生活環境の悪化、地域の価値・魅力の低下などが懸念される。

※「都市のスポンジ化」とは

・都市の内部において、空き地、空き家等の低未利用の空間が小さな敷地単位で時間的・空間的にランダムに相当程度発生する現象

③地域経済の衰退などに伴う企業の撤退に拍車がかかり、働く場所（雇用の場）が減少、若い世代や子育て世代のさらなる流出が懸念される。



④税収の減少などにより財政状況が悪化、今までどおりの道路の維持管理や除排雪などの行政サービスが維持できなくなる恐れ など

本市の生活利便施設などの現状は・・・

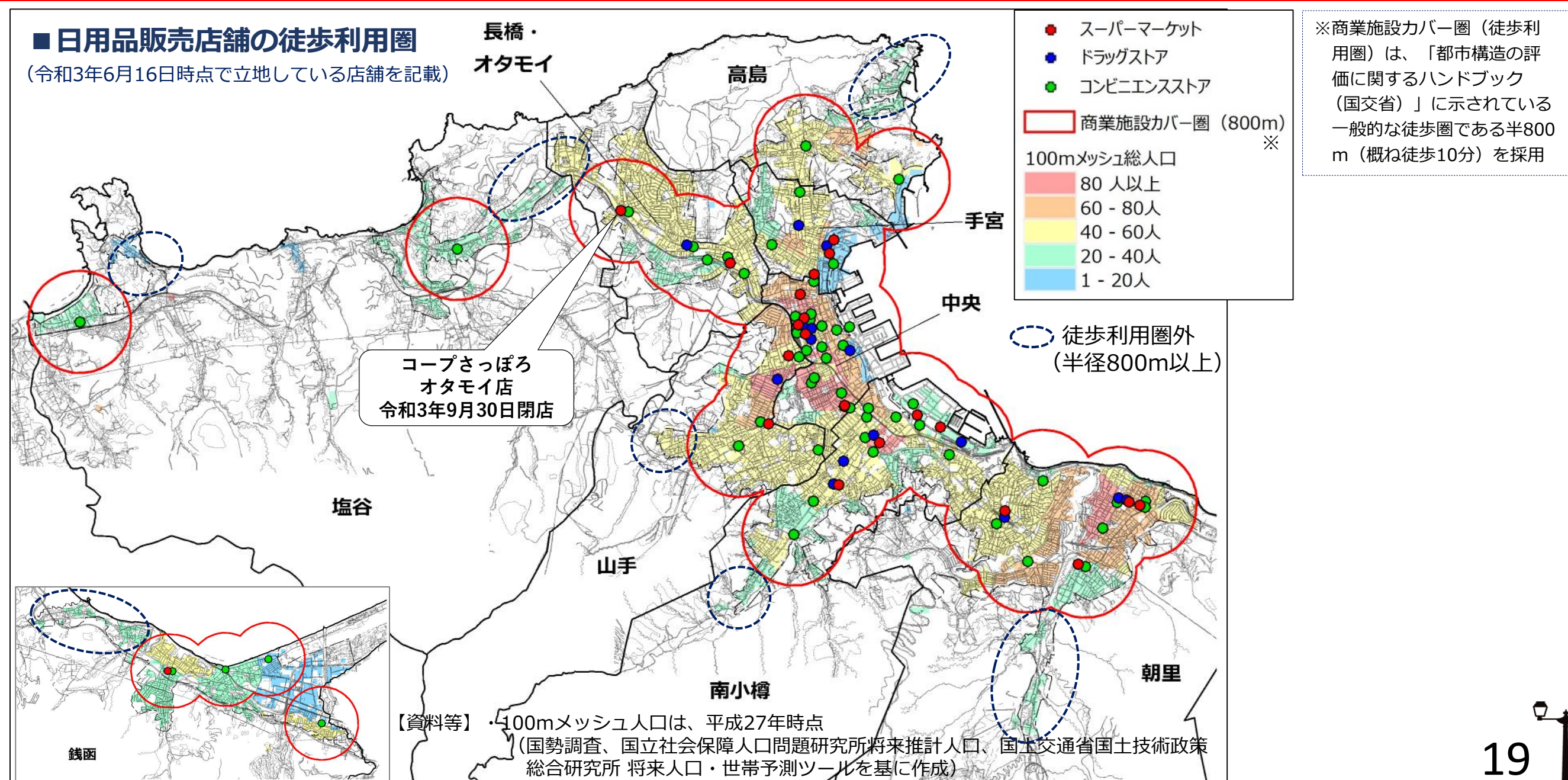


1 立地適正化計画策定の必要性

◆本市における生活利便施設の現状（日用品販売店舗）

- スーパーマーケットは、手宮地域、中央地域、山手地域、南小樽地域、朝里地域に集中
- 日用品販売店舗の徒歩利用圏外（半径800m以上）は、塩谷地域（忍路等）、長橋・オタモイ地域（オタモイ1・3丁目）、高島地域（祝津）、山手地域（最上2丁目）、南小樽地域（天神2丁目）、朝里地域（朝里川温泉）、銭函地域（張碓、春香町等）

●将来、人口密度の低下が予測されている地域においては、経営が成り立たず撤退する店舗の増加が予測され、日常生活を営む生活圏において必要な機能が失われることによる地域内の生活利便性の低下が懸念される。（p18 ①の現象）



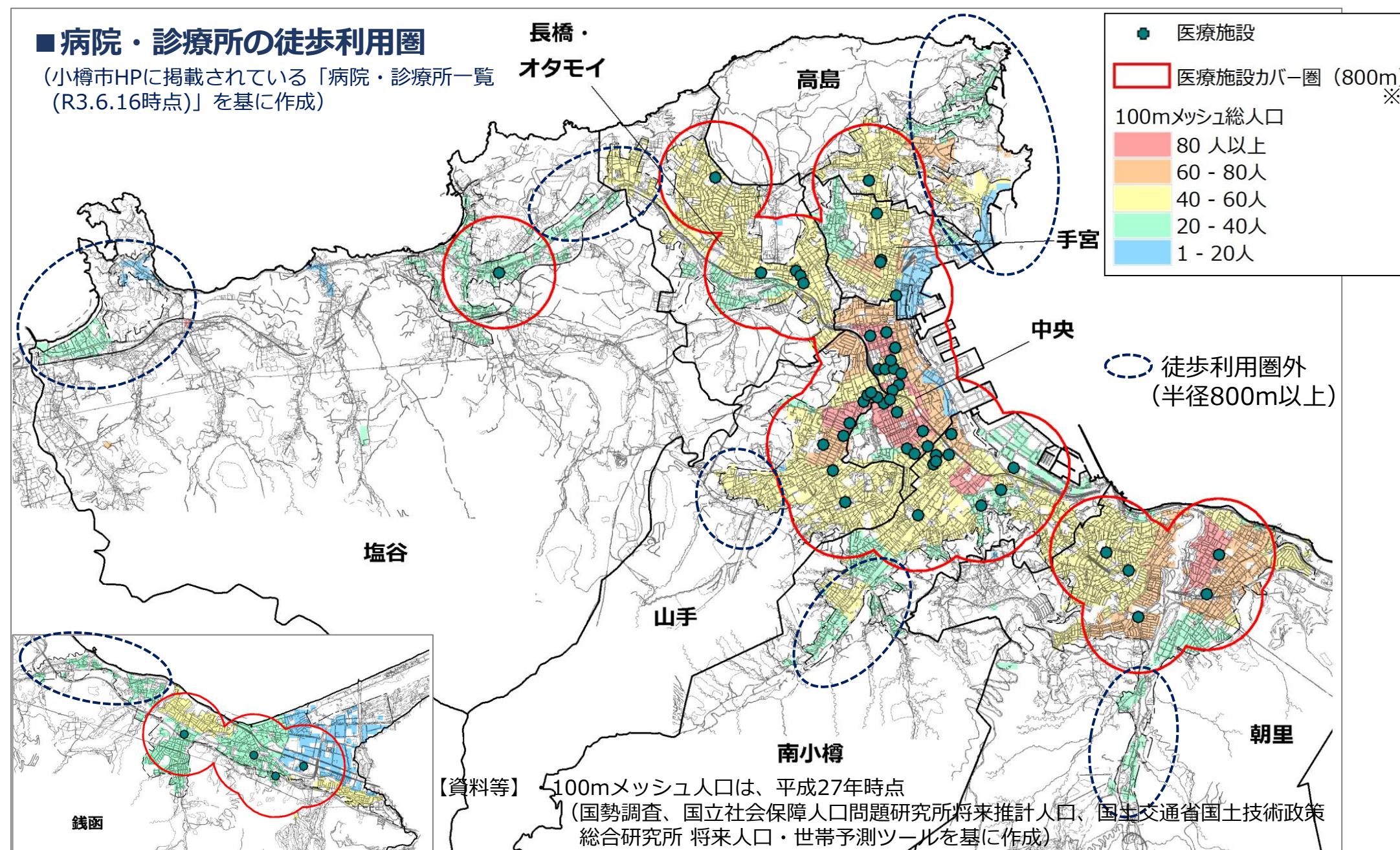
1 立地適正化計画策定の必要性

◆本市における生活利便施設の現状（医療施設※）

※病院、診療所

- 医療施設（病院・診療所）は、中央地域、山手地域、南小樽地域の人口密度の高いエリアに集中して立地
- 医療施設の徒歩利用圏外（半径800m以上）は、塩谷地域（蘭島、忍路、塩谷）長橋・オタモイ地域（オタモイ3丁目）、高島地域（祝津、高島）、山手地域（最上）、南小樽地域（天神）、朝里地域（朝里川温泉）、銭函地域（張碓町）

●将来、人口密度の低下が予測されている地域においては、経営が成り立たず撤退する医療施設の増加が予測され、日常生活を営む生活圏において必要な機能が失われることによる地域内の生活利便性の低下が懸念される。（p18 ①の現象）



※医療施設カバー圏（徒歩利用圏）は、「都市構造の評価に関するハンドブック（国交省）」に示されている一般的な徒歩圏である半800m（概ね徒歩10分）を採用

1 立地適正化計画策定の必要性

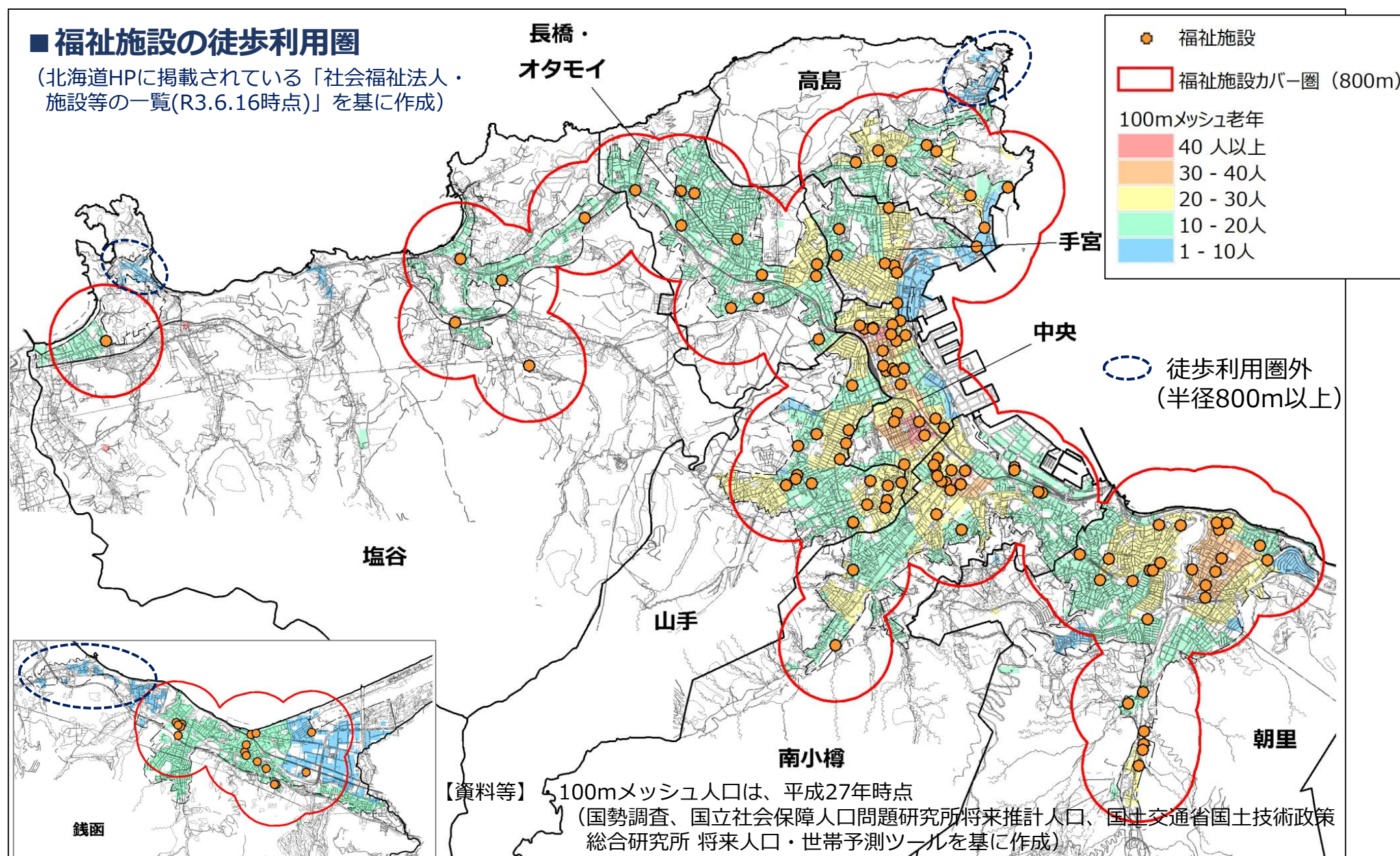
◆本市における生活利便施設の現状（福祉施設※）

※介護保険サービス事業所、老人福祉施設、有料老人ホーム

○福祉施設は、中央地域、山手地域、南小樽地域、朝里地域の人口密度の高いエリアに集中して立地している傾向にあるが、郊外の住宅地などにも分散して立地、徒歩利用圏は市街地の大半をカバーしている。

○福祉施設の徒歩圏外は、塩谷地域（忍路）、高島地域（祝津）、銭函地域（張碓町）

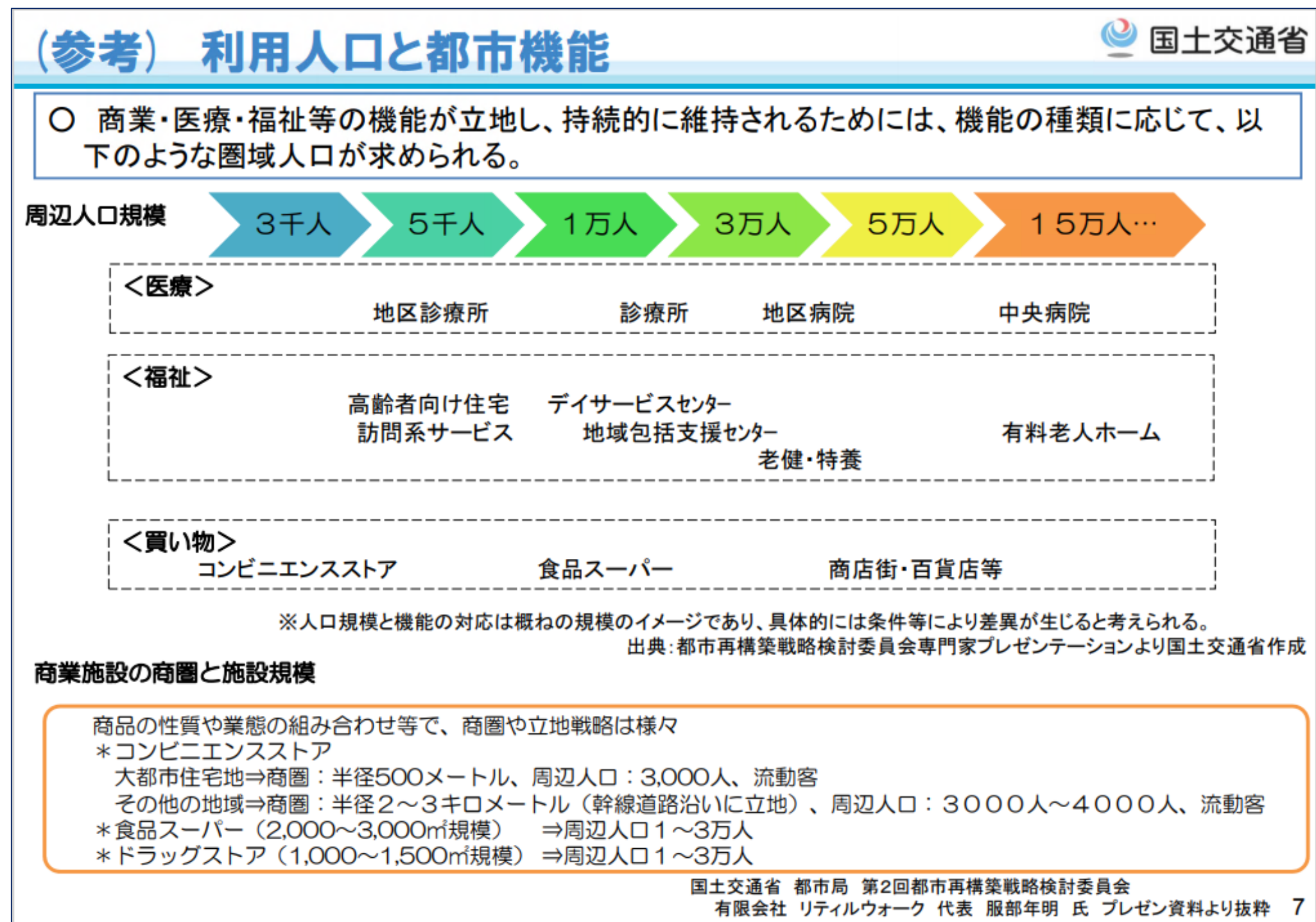
●将来、人口密度の低下が予測されている地域においては、経営が成り立たず撤退する福祉施設の増加が予測され、日常生活を営む生活圏において必要な機能が失われることによる地域内の生活利便性の低下が懸念される。（p18 ①の現象）



※福祉施設カバー圏（徒歩利用圏）は、「都市構造の評価に関するハンドブック（国交省）」に示されている一般的な徒歩圏である半800m（概ね徒歩10分）を採用

1 立地適正化計画策定の必要性

◆本市における生活利便施設の現状



出典：国土交通省資料

1 立地適正化計画策定の必要性

◆本市における地域公共交通の現状

- 鉄道や路線バスの徒歩利用圏は、鉄道駅周辺、幹線道路沿いを中心に市街地の大半をカバーしている。
- 左のグラフのとおり、本市の公共交通機関人口の徒歩圏カバー率は77.4%で、全国の人口同規模程度都市平均（56.5%）及び道内の人口同規模都市（江別市・北見市）よりも高い利便性を示している。

●将来、人口密度の低下が予測されている地域においては、地域公共交通の縮小等の可能性もあり、生活利便性の低下が懸念される。
(p18 ①の現象)

■公共交通路線の徒歩利用圏

<市内のJR駅及びバス停数>
JR駅：7駅、バス停：247駅

長橋・
オタモイ

高島



塩谷

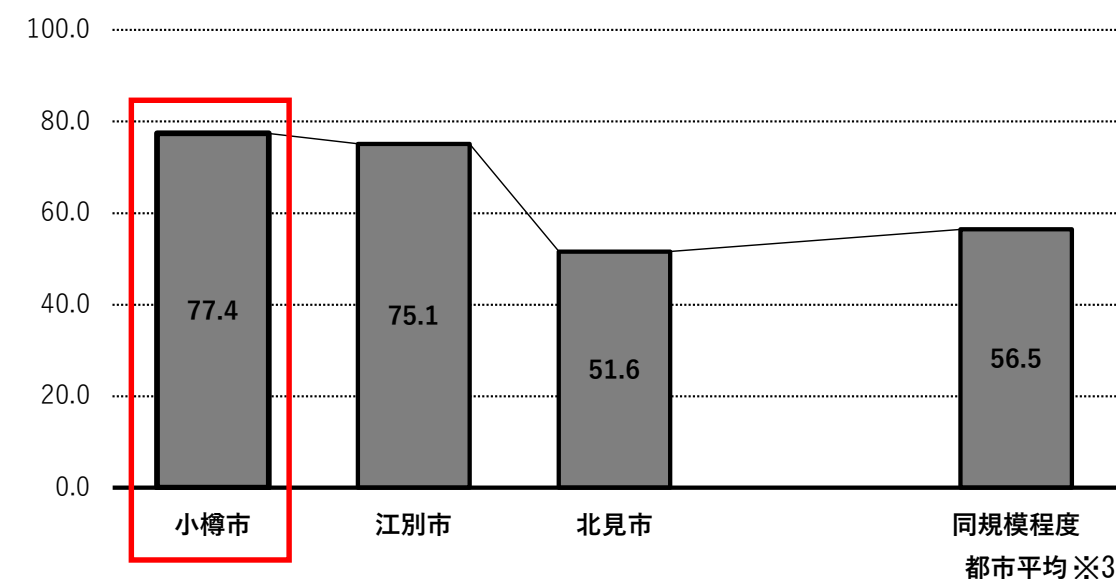
山手

南小樽

朝里

銭函

公共交通路線の徒歩圏人口カバー率※2



資料：国土交通省「都市モニタリングシート」のH28基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率より作成
(都市の置かれている状況を客観的に把握するための例示資料として、都市計画現況調査などの多様なデータを一元的にまとめ、全体表と個別表（市町村ごと）に整理したもの）

- ※1：各カバー圏（徒歩利用圏）は、「都市構造の評価に関するハンドブック（国交省）」のJR駅から半径800m、バス停から半径300mを採用
- ※2：徒歩圏人口カバー率は、総人口に占めるカバー圏内の人口の割合
- ※3：全国人口10～15万人都市（102都市）の平均

【資料等】・駅及びバス停の位置は、北海道中央バス(株)HP及びジェイ・アール北海道バス(株)HPを基に作成。（令和3年9月現在）
・100mメッシュ人口は、平成27年時点（国勢調査、国立社会保障人口問題研究所将来推計人口、国土交通省国土技術政策総合研究所 将来人口・世帯予測ツールを基に作成）



1 立地適正化計画策定の必要性

◆本市における空き家の現状

- 令和2年度に実施された空き家実態調査において、市内の空き家建物数は1,869件で、建物総数の約4.0%を占めている。
- 空き家の建物数を地域別で見ると、手宮地域287件、南小樽地域260件、長橋・オタモイ地域246件の順
- 地域内建物数に占める空き家建物の割合では、手宮地域8.2%、高島地域及び塩谷地域5.6%の順となっており、塩谷などの北西部は空き家率が高く、逆に札幌市に近い朝里や銭函などの東南部では低い傾向にある。

- 将来、人口密度の低下が予測されている地域においては、さらなる空き家の増加が予測され、地域の活力やにぎわいが低下、景観や治安等の生活環境の悪化などが懸念される。（p18 ②の現象）

■空き家の状況（令和2年度）

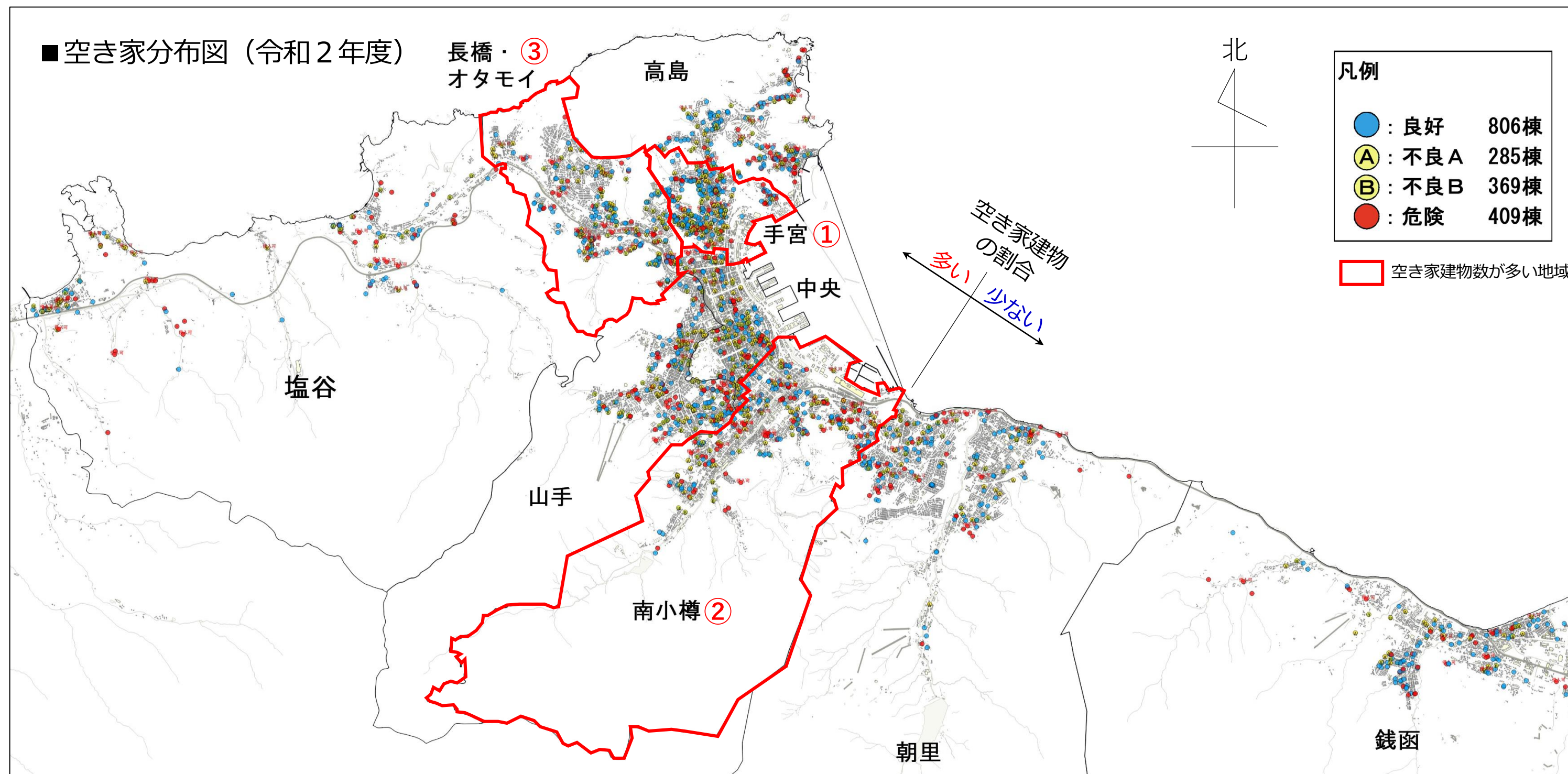
地域	地域内建物数	空き家建物数	割合(%)
塩谷	2,106	117	② 5.6
長橋・オタモイ	5,332	③ 246	4.6
高島	3,154	178	② 5.6
手宮	3,499	① 287	① 8.2
中央	5,653	221	3.9
山手	6,120	243	4.0
南小樽	6,771	② 260	3.8
朝里	8,387	181	2.2
銭函	5,163	136	2.6
全 市	46,185	1,869	4.0

資料：令和2年度小樽市空き家実態調査



1 立地適正化計画策定の必要性

◆本市における空き家の現状

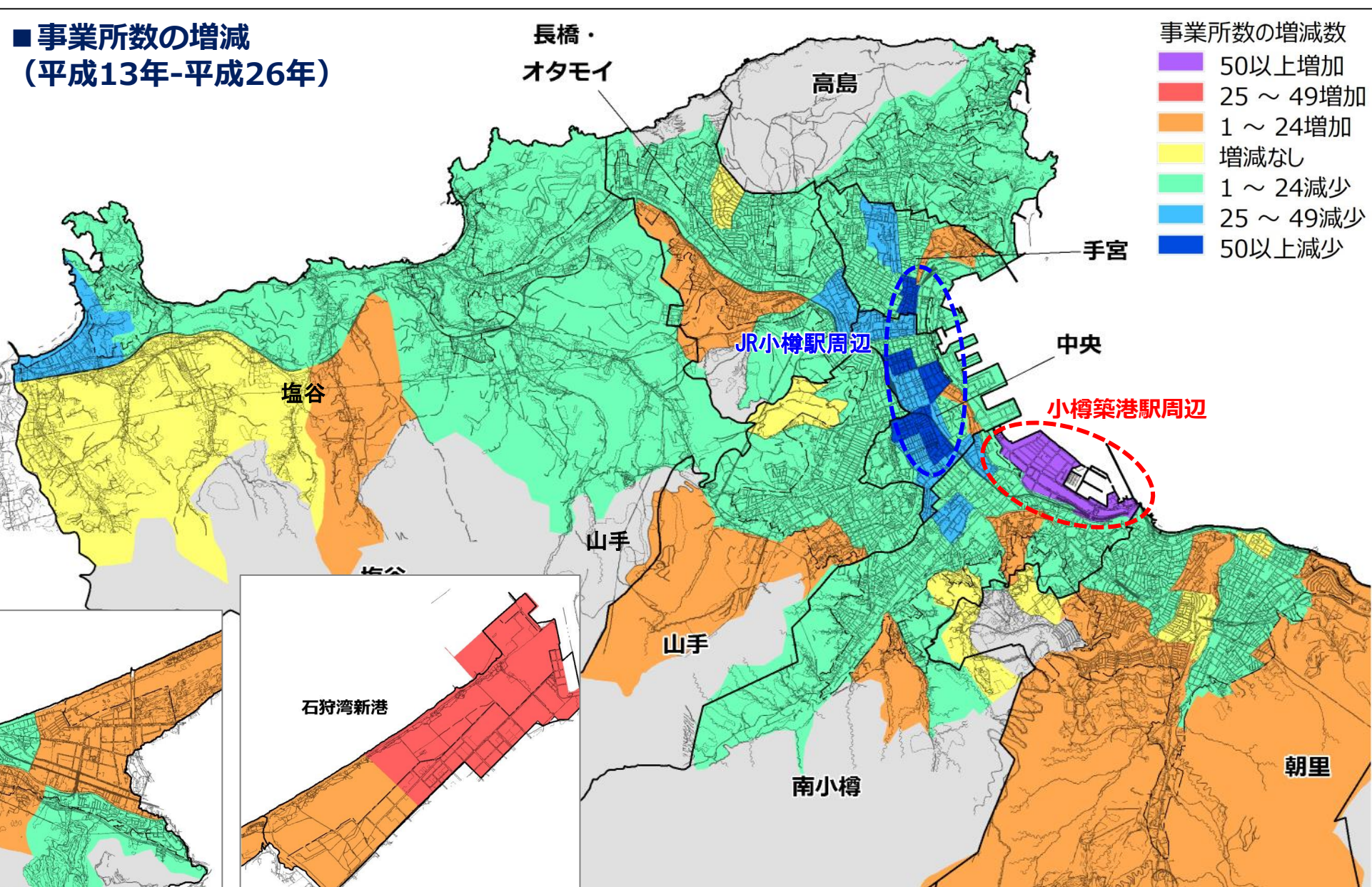


資料:令和2年度小樽市空き家実態調査

1 立地適正化計画策定の必要性

◆本市における事業所の現状

- 事業所数は、平成13年（7,758事業所）から平成26年（6,090 事業所）で約2割減少している。
- 小樽築港駅周辺（築港）では、平成13～26年にかけて50事業所以上増加しているが、一方で、本市の中心市街地であるJR小樽駅周辺（稲穂・花園・色内・錦町）では、平成13年～26年にかけて50事業所以上減少している。
- 中心市街地をはじめとして、将来、人口密度の低下が予測されている地域においては、地域経済の衰退により、事業所の減少が予測され、働く場所（雇用の場）の減少により、若者や子育て世代のさらなる流出が懸念される。（p18③の現象）



資料：事業所・企業統計（平成13年）、経済センサス（平成21・26年）

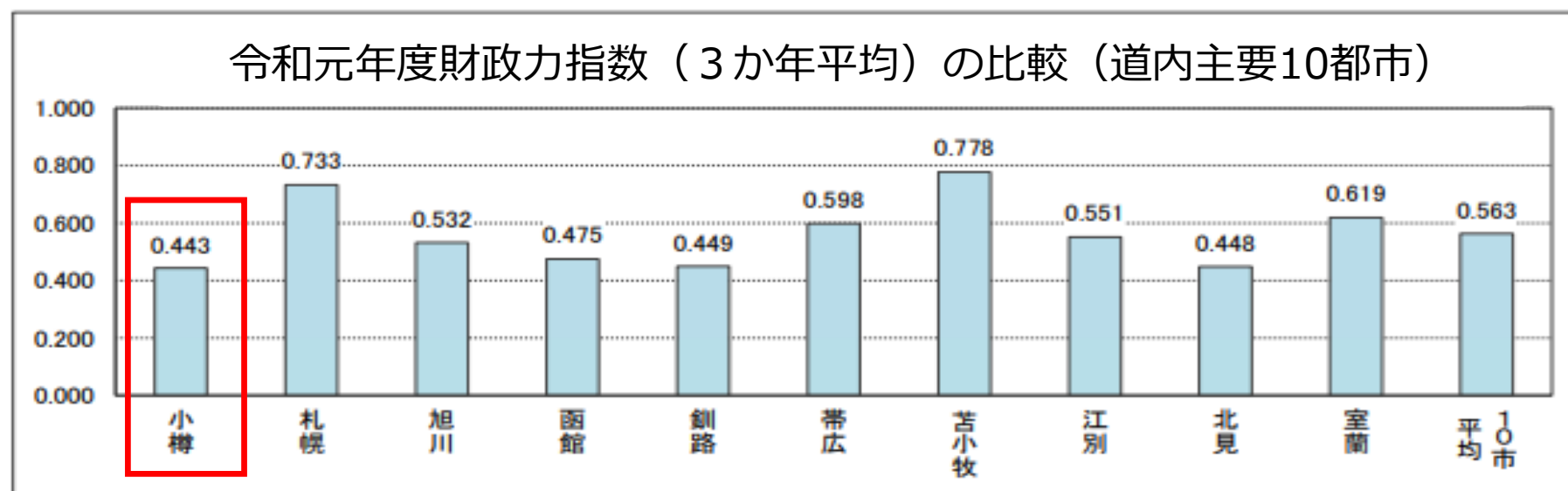
1 立地適正化計画策定の必要性

◆本市の財政状況

○財政力指数

- ・ 財政力指数とは、地方公共団体の財政力の強弱を示す指標※1
- ・ 本市の令和元年度の財政力指数（3か年平均）は0.443で、標準的な行政サービスを提供するために必要な経費を市税や地方譲与税等で44.3%しか賄えず、55.7%を普通交付税※2に依存している。
- ・ 道内主要10都市中、一番低い数値

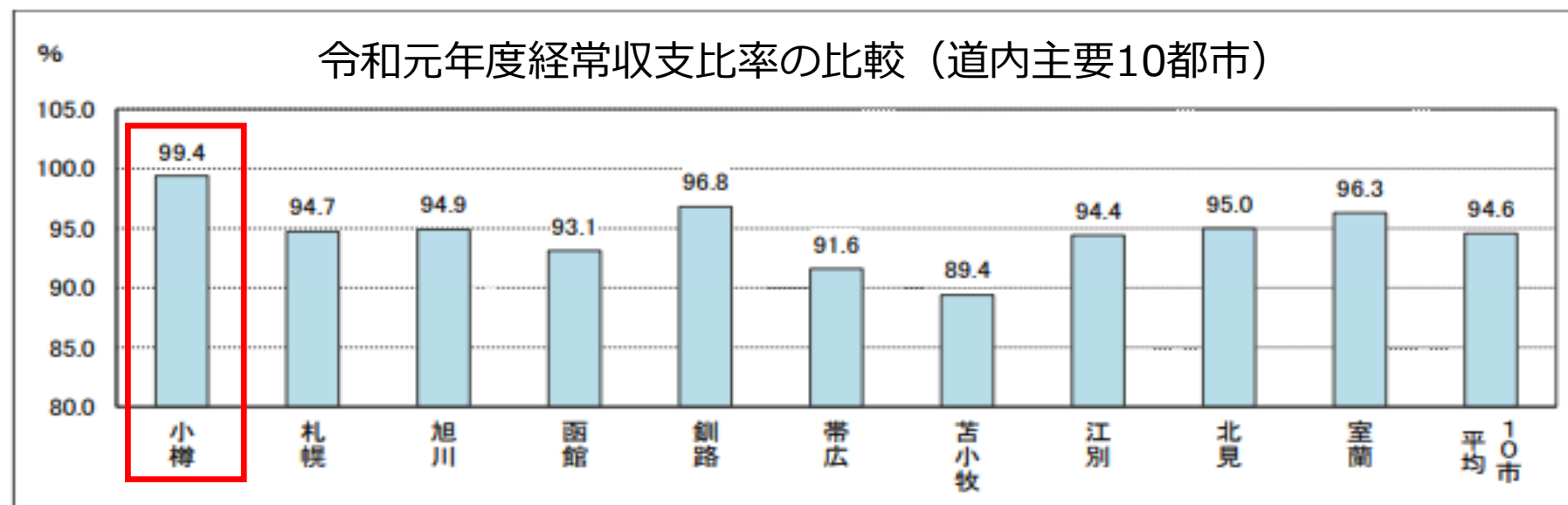
※1：基準財政収入額（標準的に収入し得る収入額）を基準財政需要額（標準的な行政サービスを提供するために必要な支出額）で除して得た数値の3か年平均
 ※2：財源不足の団体に対して交付される地方交付税



○経常収支比率

- ・ 経常収支比率とは、市の財政構造の弾力性を示す指標※3
- ・ 数値が低いほど一般財源に余裕があり、基金への積立てや政策的な事業を行うための財源として利用できることを示し、数値が高いほど財政構造が硬直化していることを示す。
- ・ 道内主要10都市中、一番高い数値

※3：毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源が、地方税や普通交付税などの毎年度経常的に支出される一般財源等の合計額に占める割合



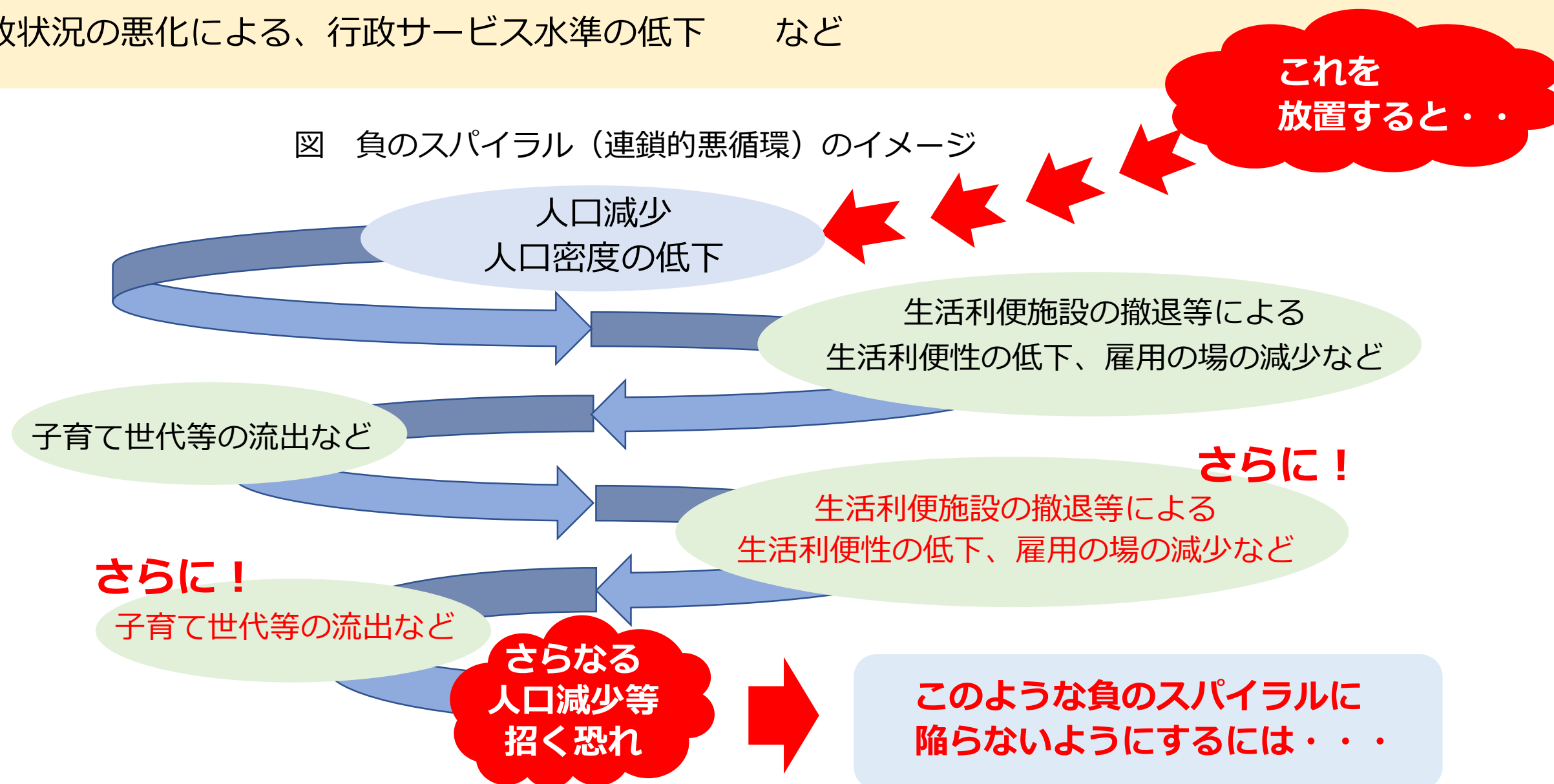
- 今後の人口減少等による税収の減少などにより、財政状況はさらに厳しさを増すものと見込まれ、このままの市街地の広がりでは、今までどおりの道路の除排雪や維持管理などの行政サービスが維持できなくなる恐れがある。（p18 ④の現象）

1 立地適正化計画策定の必要性

将来想定される市民生活への影響等

- 身近な生活利便施設の撤退や地域公共交通の縮小等による、日常生活圏における生活利便性の低下
- 空き家、空き店舗等の増加による、地域の活力やにぎわいの低下、治安等の生活環境の悪化、地域の価値・魅力の低下
- 地域経済の衰退などに伴う企業の撤退による、働く場所(雇用の場)の減少、子育て世代等のさらなる流出
- 財政状況の悪化による、行政サービス水準の低下 など

図 負のスパイラル（連鎖的悪循環）のイメージ



1 立地適正化計画策定の必要性

将来想定される市民生活への影響等

- 身近な生活利便施設の撤退や地域公共交通の縮小等による、日常生活圏における生活利便性の低下
- 空き家、空き店舗等の増加による、地域の活力やにぎわいの低下、治安等の生活環境の悪化、地域の価値・魅力の低下
- 地域経済の衰退などに伴う企業の撤退による、働く場所(雇用の場)の減少、子育て世代等のさらなる流出
- 財政状況の悪化による、行政サービス水準の低下 など

こうした様々な課題を解決し、
負のスパイラルに陥らないようにするには・・・

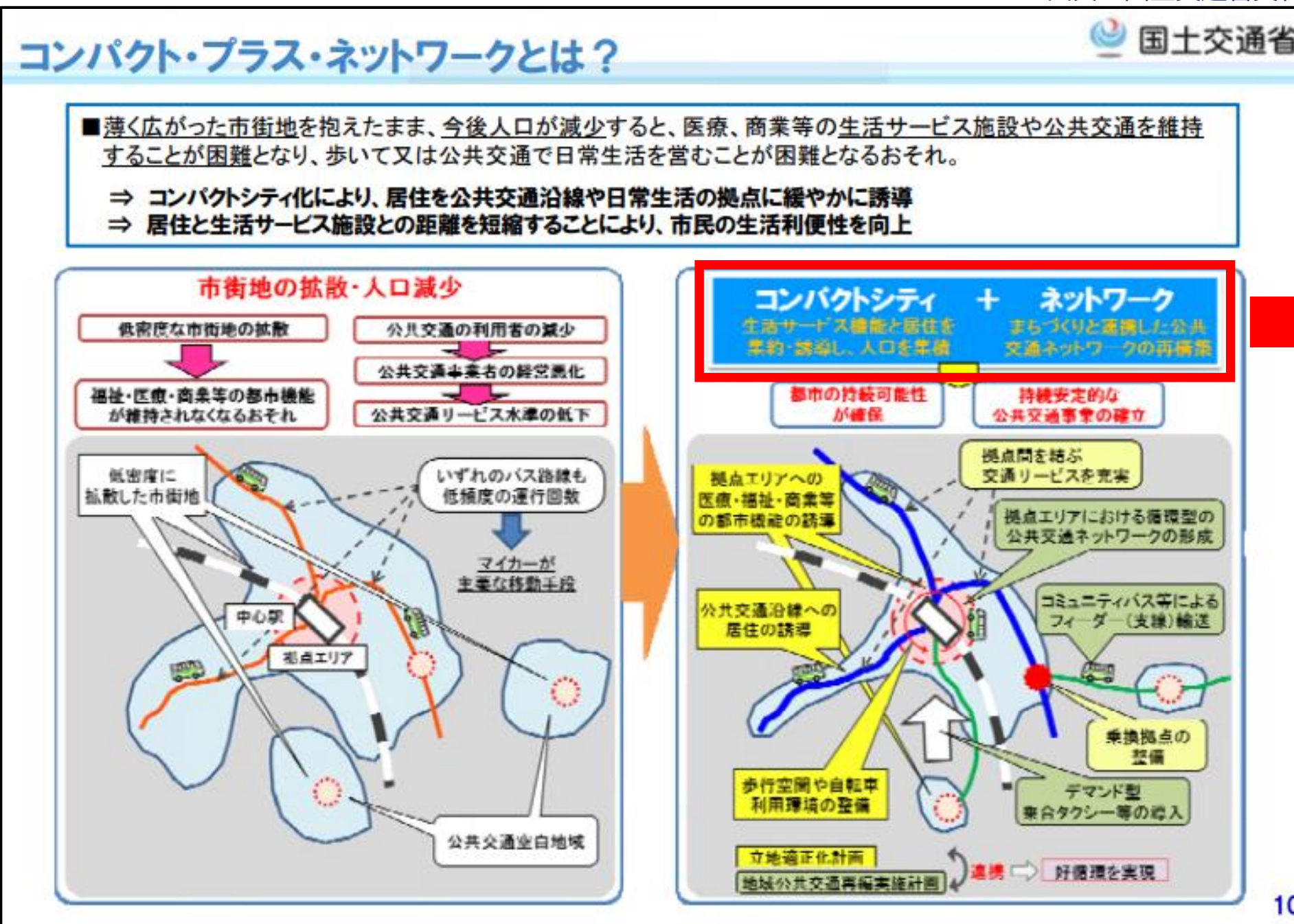
国土交通省が推進する「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくり

「コンパクト・
プラス・
ネットワーク」
とは？

1 立地適正化計画策定の必要性

◆「コンパクト・プラス・ネットワーク」とは

出典：国土交通省資料



コンパクトシティ

生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積

+

ネットワーク

まちづくりと連携した交通ネットワークの再構築

||

「多極ネットワーク型コンパクトシティ」



この都市構造を実現するためのまちづくりの考え方

「コンパクト・プラス・ネットワーク」

- 住宅や医療・福祉、商業施設などがまとまって立地し、高齢者を始めとする住民が、徒歩や公共交通などにより、これらの施設等に容易に行き来できるまちづくりの考え方
- 人口の減少と高齢化が急速に進む中、高齢者や子育て世代などにとって安心できる、健康で快適な生活環境を実現し、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とするためのまちづくりの方法の一つ

1 立地適正化計画策定の必要性

◆「コンパクト・プラス・ネットワーク」とは

多極ネットワーク型コンパクトシティとは

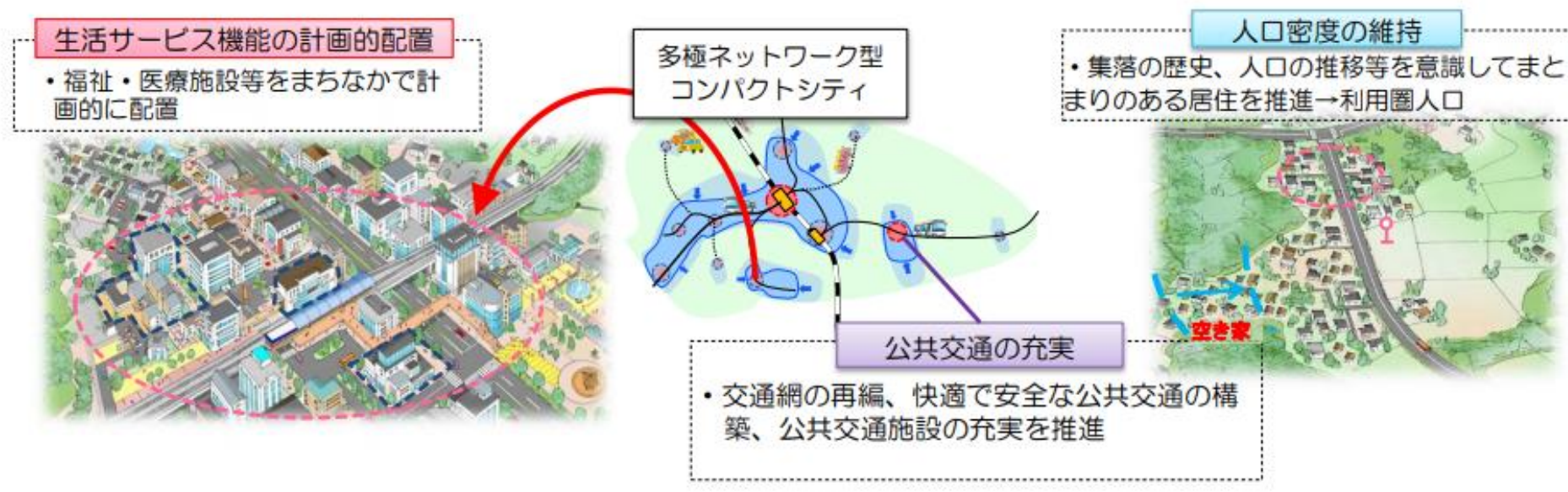
3. 地方都市・・・政策の方向性①

国土交通省

多極ネットワーク型コンパクトシティ

- 医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あるいは、
- 高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、
- 日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する

「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指す。



出典：国土交通省資料

地方都市における都市政策がこうした方向性に至った経緯とは・・・

1 立地適正化計画策定の必要性

◆「コンパクト・プラス・ネットワーク」とは

●「コンパクトシティ政策」の経緯（その1）

1980～1990年代

■スプロール化と中心市街地の衰退

○高度経済成長期以降のモータリゼーション（自動車の普及・大衆化）の進展などを背景として、都市郊外における大型店舗やロードサイド店舗等の立地、宅地開発などが顕著化

➡市街地が都心部から郊外へ無秩序・無計画に広がっていくスプロール化や中心市街地の衰退（空洞化）が深刻化

こうした状況を受け、政府は・・・

1998年（平成10年）

■まちづくり3法の制定

○「中心市街地活性化法」、「大規模小売店舗立地法」、「改正都市計画法」からなる「まちづくり3法」を制定
市町村が独自に用途規制（特別用途地区等）を定めることを可能にし、郊外における大型店舗の立地規制を推進 など

中心市街地の衰退と郊外化に歯止めをかけることができず、
2005年（平成17年）の国勢調査において、戦後はじめて総人口が一時減少、「人口減少社会」の到来を迎えることに・・・

2006年（平成18年）2月

※宅地、住宅、建築等に関する重要事項を調査審議する国土交通大臣の諮問機関

■「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか（社会資本整備審議会※・第一次答申）」

○都市機能の拡散と中心市街地の空洞化を解消するための方向性として、都市圏内の一定の地域に都市機能を集約、集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで連携させる「集約型都市構造」の実現を提言

これ以降、日本の都市政策は、コンパクトシティ（集約型都市構造）の本格的な展開を進めていくことに・・・

人口増への
対応

都市の拡大
を前提とした
まちづくりの
弊害に対する
取組み

都市を
コンパクトに
集約する
取組み

人口減への
対応

1 立地適正化計画策定の必要性

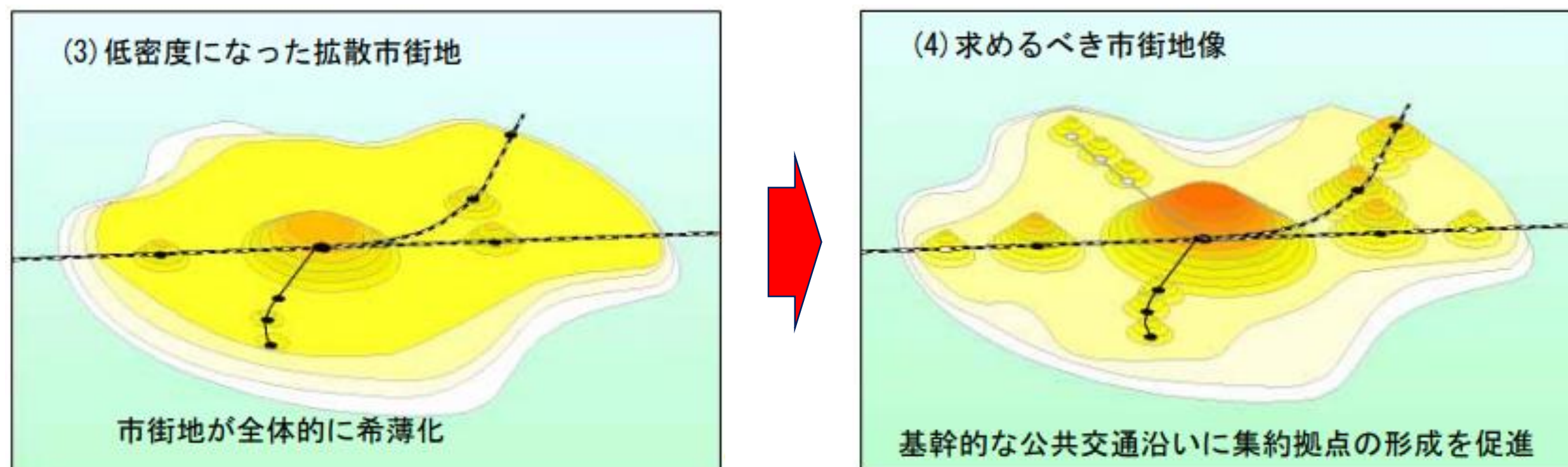
◆「コンパクト・プラス・ネットワーク」とは

●「コンパクトシティ（集約型都市構造）」とは

- ・都市圏内の中心市街地及び主要な交通結節点周辺等を、都市機能の集積を促進する拠点（集約拠点）として位置付け、集約拠点と都市圏内のその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携することで、都市圏内の多くの人にとって暮らしやすさと当該都市圏全体の持続的な発展を確保するもの。

出典：「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。（第二次答申）」（平成19（2007）年7月20日・国土交通省社会資本整備審議会）

図 拡散型から集約型都市構造（コンパクトシティ）への再編イメージ



出典：「集約型都市構造の実現に向けて」（平成19年（2007）年・国土交通省）

参考文献等 ・「日本のコンパクトシティ政策の現状と課題」
(国立国会図書館 調査及び立法考査局・2020.10.20刊行)
・国土交通省資料

1 立地適正化計画策定の必要性

◆「コンパクト・プラス・ネットワーク」とは

●「コンパクトシティ政策」の経緯（その2）

【改正の考え方】

- ・人口減少、超高齢化社会を迎える今後のまちづくりの方向性として、様々な都市機能がコンパクトに集約した、歩いて暮らせるまちづくりを進めることが必要
- ・コンパクトなまちづくりを実現するためには「都市機能の無秩序な拡散防止」「中心市街地への都市機能の集約」の両輪で取り組むことが必要

2006年（平成18年）5月

■まちづくり3法の見直し（改正）

- 同年2月の社会資本整備審議会の答申を受け、「都市計画法」と「中心市街地活性化法」を改正
 - ・大規模集客施設の立地を商業地域、近隣商業地域及び準工業地域※1のみに制限（改正以前は工業地域等でも立地可能）
 - ・中心市街地活性化に係る支援対象事業（都市機能の集積を誘導するための事業）※2として、まちなか居住（中心市街地への居住集約）市街地の整備改善等の追加 など

※1 準工業地域については、3大都市圏、政令指定都市を除く地方都市は、原則、特別用途地区を指定し、大規模商業施設を立地制限（本市は平成19年に「大規模集客施設制限地区」を指定）
※2 支援対象となる中心市街地は、原則1市町村に1区域（中心市街地活性化基本方針）

2008年（平成20年）、日本の人口が1億2,808万人をピークとして減少に転じる。（2006年から2007年は微増）

2013年（平成25年）

■都市再構築戦略検討委員会※中間とりまとめ

- 従来 ➡ 都市中心部の特定のエリア（中心市街地）において、商業の活性化を柱とした経済活力の向上のための施策が講じられてきた
- 今後 ➡ 人口減少下にあっては、従来の施策にとどまらず、都市構造全体のあり方を見直し、居住の集積を重視し、都市の中心部に限らず市街地に集住を図ることにより、都市機能の維持・向上、都市構造のリノベーションが重要
- 地方都市においては、集約型の都市構造の形成、「多極ネットワーク型」等で集住することを目指すべき

※人口減少局面の下で中長期的な視点に立った都市構造の再構築の推進などに向けた戦略を検討するため国土交通省が設置した委員会

これを踏まえ・・・

2014年（平成26年）

■都市再生特別措置法の改正（5月）

➡ 立地適正化計画制度の創設

■「国土のグランドデザイン2050※」の公表（7月）

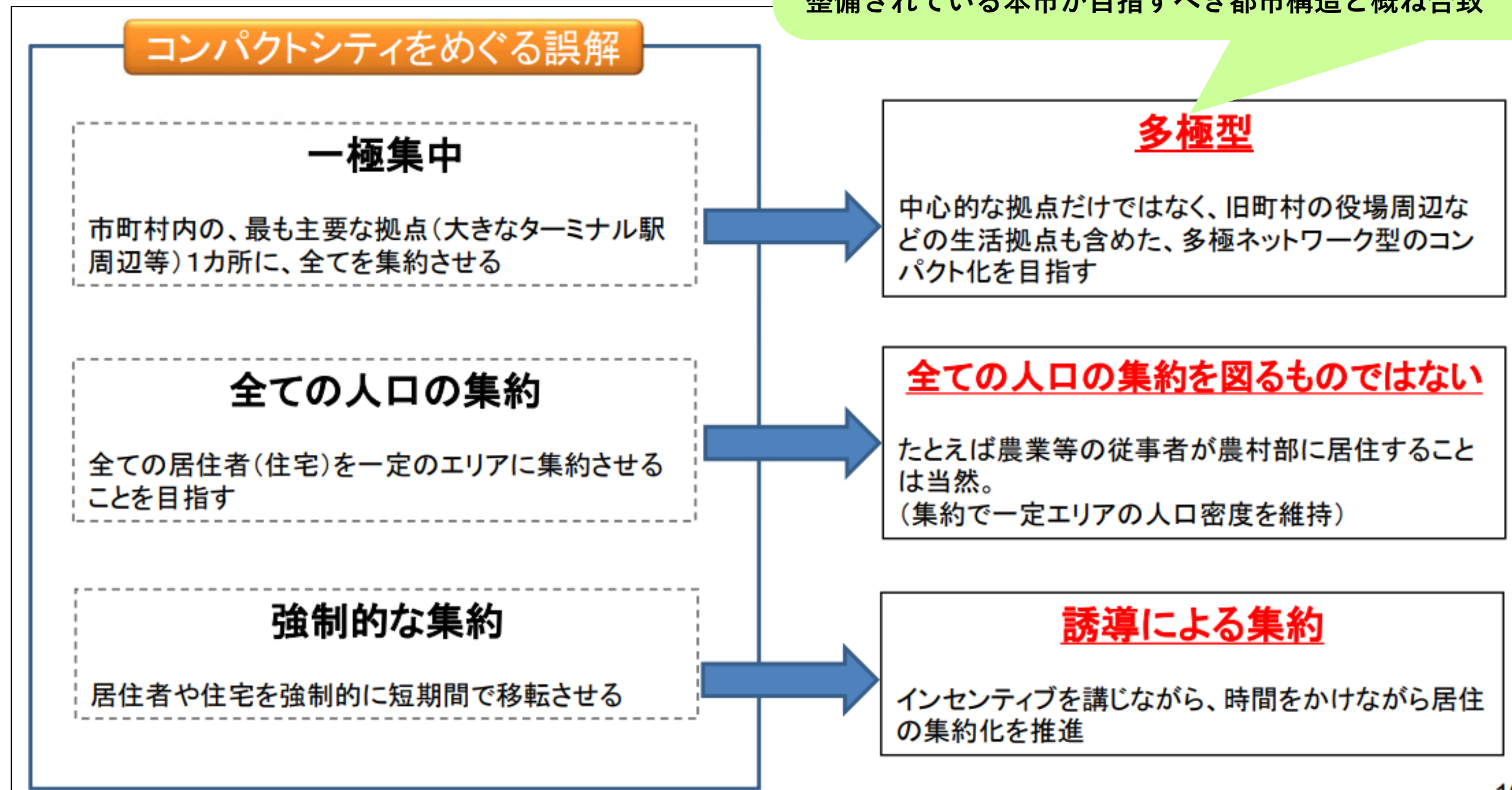
➡ 国土づくりのキーワードとして 「コンパクト・プラス・ネットワーク」を示す。

※2050年を見据えた国土づくりの理念や考え方を示すもので、これを基に今後10年間の国土形成の基本方針である「国土形成計画」、「国土利用計画」を平成28年に策定

1 立地適正化計画策定の必要性

◆「コンパクト・プラス・ネットワーク」とは

東には銭函、西には蘭島という東西に細長く、日本海と三方を山々に囲まれ、谷あいには整備された幹線道路沿線などに市街地が形成され、比較的コンパクトで公共交通網が整備されている本市が目指すべき都市構造と概ね合致



1 立地適正化計画策定の必要性

コンパクト・プラス・ネットワークのねらい

国土交通省

○都市のコンパクト化は、居住や都市機能の集積による「密度の経済」の発揮を通じて、**住民の生活利便性の維持・向上**、サービス産業の生産性向上による**地域経済の活性化**、行政サービスの効率化等による**行政コストの削減**などの**具体的な行政目的を実現するための有効な政策手段**。



出典：国土交通省資料

40年、50年先の将来を見据え

先人から受け継いだこのすばらしいまちを、次の世代へ責任をもって引き継げるよう

「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方のもと

持続可能で効率的なまちづくりを推進していきたい。

1 立地適正化計画策定の必要性

将来想定される市民生活への影響等

- 身近な生活利便施設の撤退や地域公共交通の縮小等による、日常生活圏における生活利便性の低下
- 空き家、空き店舗等の増加による、地域の活力やにぎわいの低下、治安等の生活環境の悪化、地域の価値・魅力の低下
- 地域経済の衰退などに伴う企業の撤退による、働く場所(雇用の場)の減少、子育て世代等のさらなる流出
- 財政状況の悪化による、行政サービス水準の低下 など

こうした様々な課題を解決し、
負のスパイラルに陥らないようにするには・・・

国土交通省が推進する「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくり

これを推進するには
上位計画への位置付けが必要

これまでの取組

「第7次小樽市総合計画」及び「第2次小樽市都市計画マスタープラン」に位置付け



1 立地適正化計画策定の必要性

◆上位計画における「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方の位置付けの内容

＜第7次小樽市総合計画（令和元年10月策定）＞

IV 人口減少・少子高齢化への対応（p34）

2 将来人口への適応 ～時代に合ったまちづくり～

- ・人口減少下においても安心・快適な暮らしを持続できるよう、中心拠点と複数の地域の拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指す。

＜第2次小樽市都市計画マスタープラン（令和2年2月策定）＞

基本目標 4）持続可能で効率的なまちづくり（p51）

①効率的なまちづくり

- ・人口減少下においても安心して快適な暮らしを持続できるよう、市街地の範囲や拠点の在り方の検討を進め、中心拠点と複数の地域拠点に公共施設などの都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指す。



1 立地適正化計画策定の必要性

将来想定される市民生活への影響等

- 身近な生活利便施設の撤退や地域公共交通の縮小等による、日常生活圏における生活利便性の低下
- 空き家、空き店舗等の増加による、地域の活力やにぎわいの低下、治安等の生活環境の悪化、地域の価値・魅力の低下
- 地域経済の衰退などに伴う企業の撤退による、働く場所(雇用の場)の減少、子育て世代等のさらなる流出
- 財政状況の悪化による、行政サービス水準の低下 など

こうした様々な課題を解決し、
負のスパイラルに陥らないようにするには・・・

国土交通省が推進する「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくり

これを推進するには
上位計画への位置付けが必要

これまでの取組

「第7次小樽市総合計画」及び「第2次小樽市都市計画マスタープラン」に位置付け

人口減少下においても、市民が安心・
快適な暮らしを持続できるよう

これからの取組

「小樽市立地適正化計画」を策定



— 目 次 —

序 計画策定に当たって p1~p4

- ・ 立地適正化計画の作成状況及び大枠（他都市参考事例・広島県呉市）

I 小樽の市街地形成のあゆみ p5~p6

- ・ 「小樽の鉄道の移り変わり」（資料4）

II 計画の概要等

1 立地適正化計画策定の必要性 p7~p39

2 小樽市立地適正化計画の策定について p40~p44

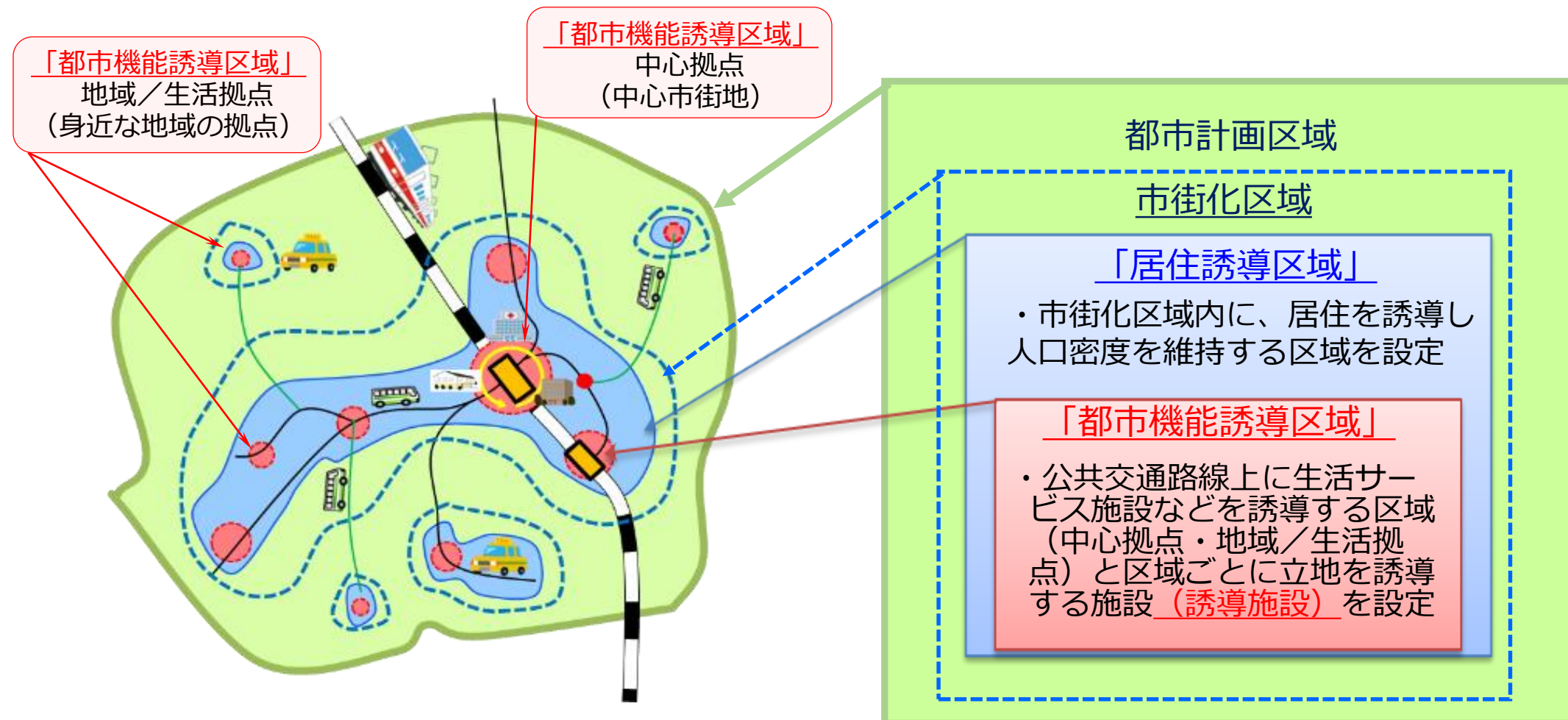
III 計画策定の進め方 p45~p47



2 立地適正化計画の策定について

立地適正化計画とは

- 平成26年の都市再生特別措置法改正に伴い創設された、住宅及び都市機能増進施設（誘導施設）の立地の適正化を図るための計画
- 具体的には、市街化区域内に「居住誘導区域」、「都市機能誘導区域」と「誘導施設」を定め、居住や医療・福祉・商業等の生活サービス施設等を長期間かけてゆるやかに誘導し、人口密度を維持することにより「生活利便性の向上」、「地域経済の活性化」、「行政コストの削減」、「地球環境への負荷低減」などを図るもの。



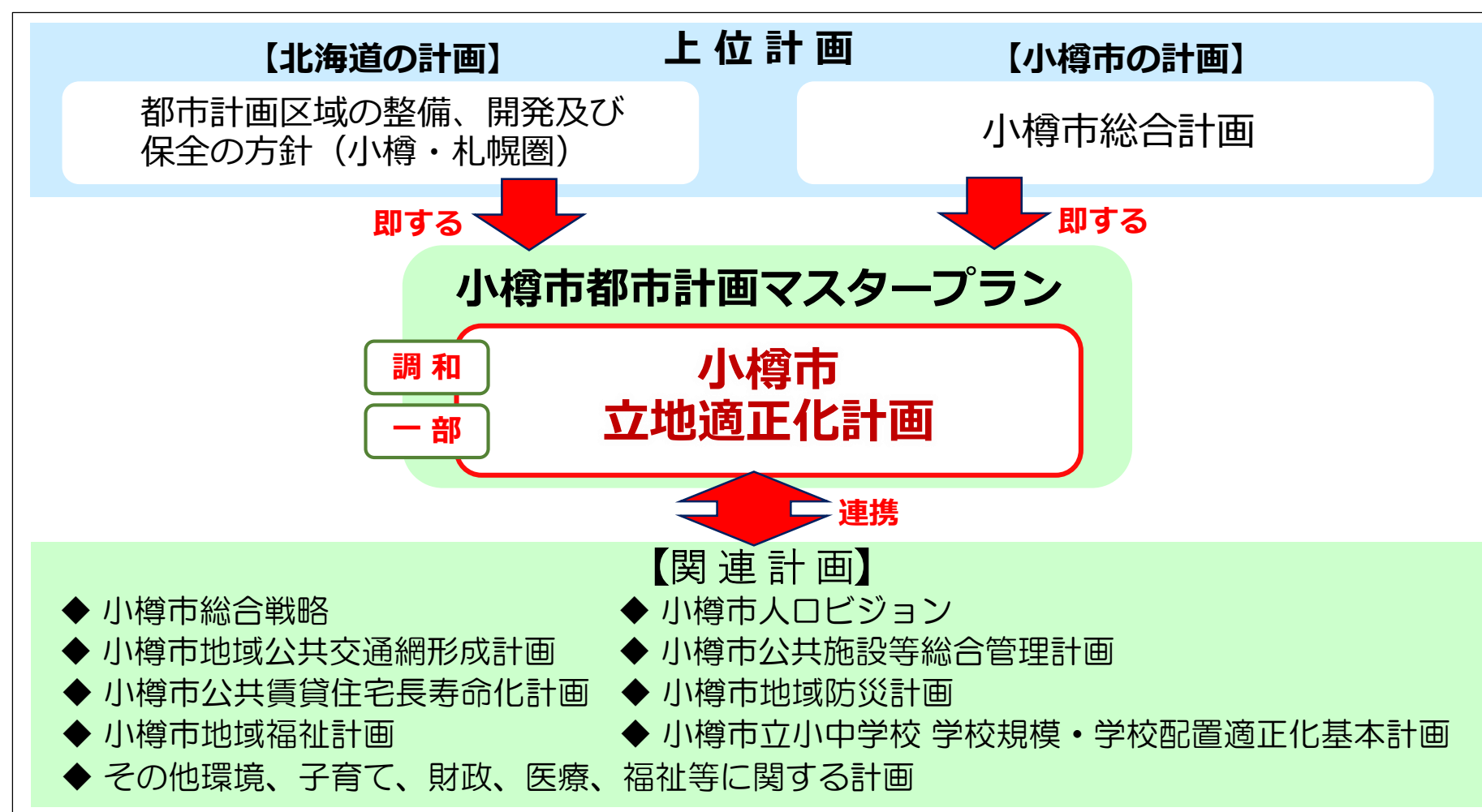
「立地適正化計画」のイメージ図（出典：国土交通省ホームページ、立地適正化計画の手引き）



2 立地適正化計画の策定について

計画の位置付け

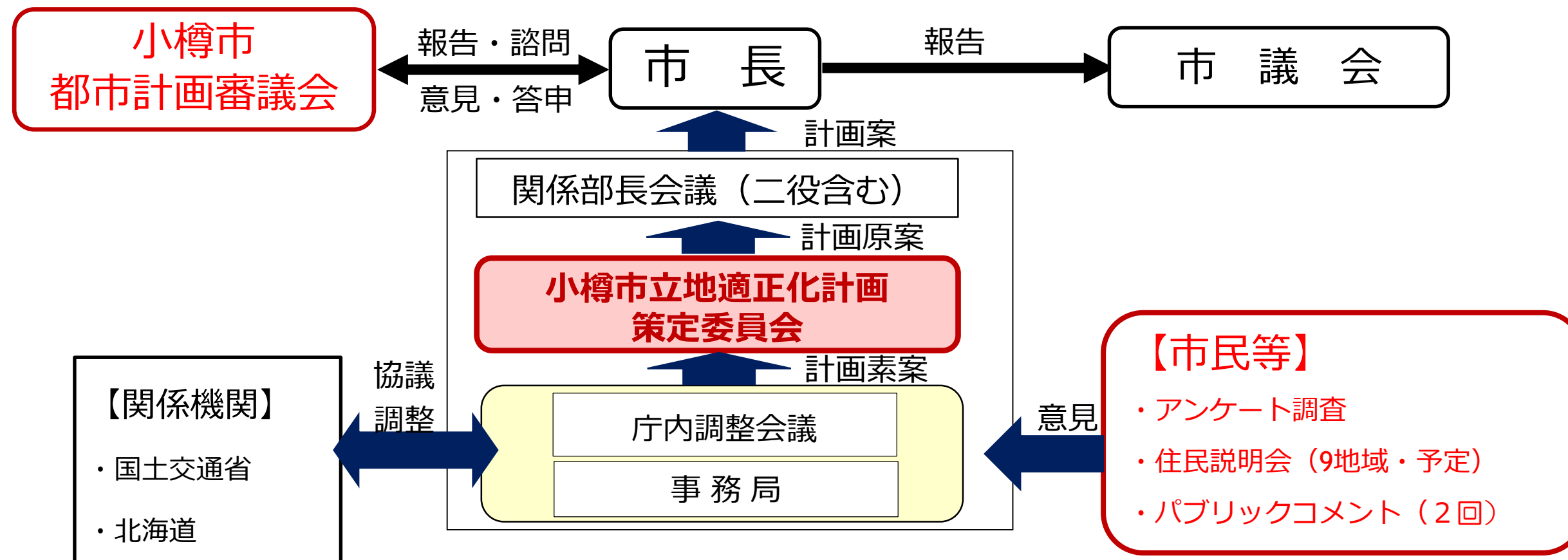
- 本市の最上位計画である「総合計画」や北海道の「整備、開発及び保全の方針」に即するとともに、都市計画マスタープランと調和が保たれたものでなければならない。（法第81条第17項）
- 計画が策定・公表されたときは、都市計画マスタープランの一部とみなされる。（法第82条）
- 都市全体の観点から作成する、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであるため、地域公共交通、公共施設再編、住宅、防災、医療・福祉、学校・教育など多様な分野の計画・施策との連携を図る必要がある。



2 立地適正化計画の策定について

計画策定体制

計画策定体制図



【都市再生特別措置法第81条第22項】

市町村は、立地適正化計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他住民の意見を反映させめために必要な措置を講ずるとともに、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならない。



2 立地適正化計画の策定について

計画策定スケジュール（予定）

【令和3年度】

8月4日	第189回 小樽市都市計画審議会（策定について報告）
10月22日	立地適正化計画策定委員会（第1回）
11月	立地適正化計画策定委員会（第2回）
1月	立地適正化計画策定委員会（第3回）
2月	小樽市都市計画審議会（「基本方針」協議）
2月～3月	パブリックコメント（基本方針）

【令和4年度】

4月	立地適正化計画策定委員会（第4回）
5月	小樽市都市計画審議会（「基本方針」諮問・答申）
	「基本方針」策定
6月～10月	立地適正化計画策定委員会（3回予定）
10月～11月	住民説明会（9地域）
11月	小樽市都市計画審議会（「計画全体」協議）
12月	パブリックコメント（計画全体）
2月	立地適正化計画策定委員会
	小樽市都市計画審議会（「計画全体」諮問・答申）
3月	「計画（全体）」策定





— 目 次 —

序 計画策定に当たって p1~p4

- ・ 立地適正化計画の作成状況及び大枠（他都市参考事例・広島県呉市）

I 小樽の市街地形成のあゆみ p5~p6

- ・ 「小樽の鉄道の移り変わり」（資料4）

II 計画の概要等

- 1 立地適正化計画策定の必要性 p7~p39
- 2 小樽市立地適正化計画の策定について p40~p44

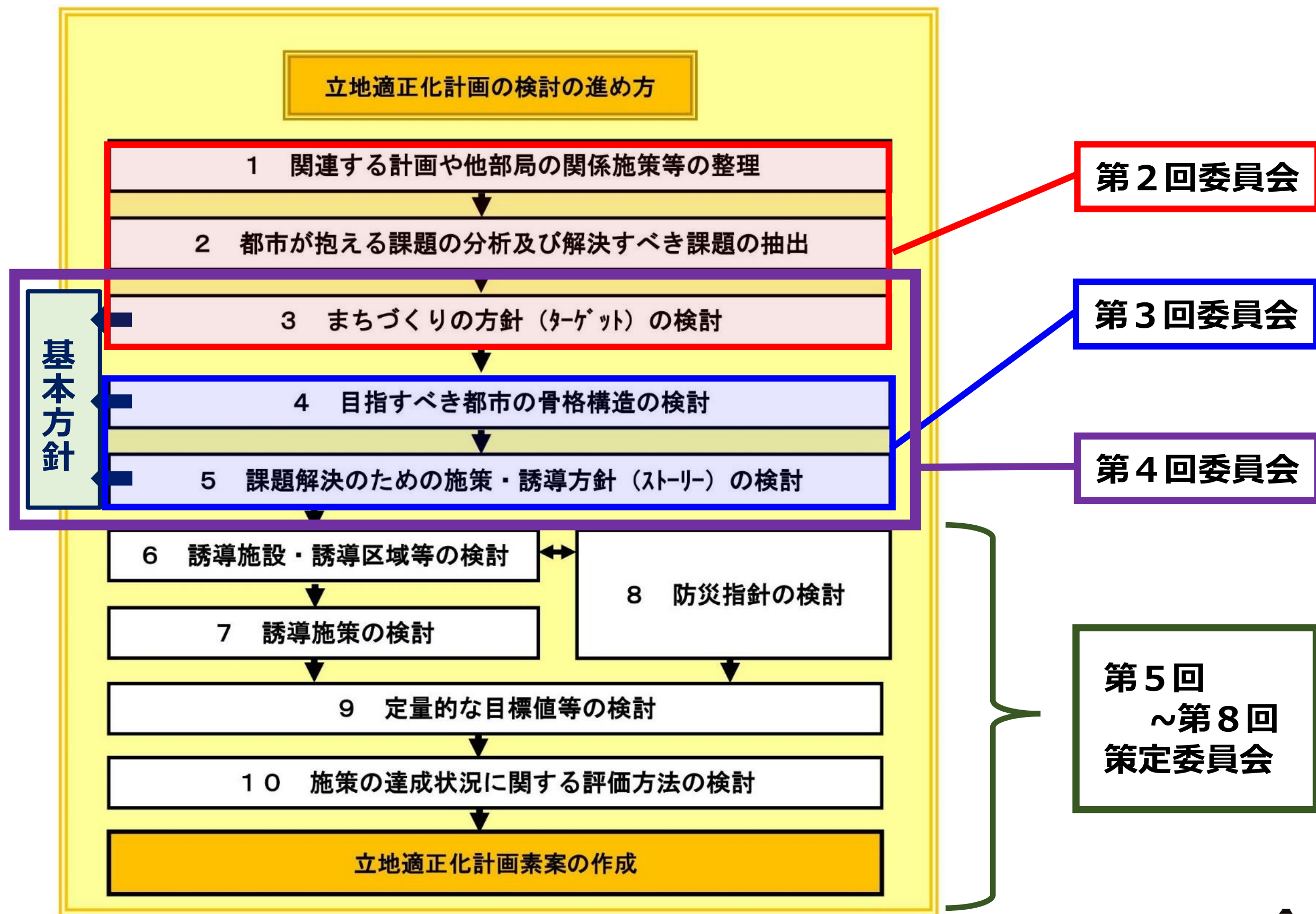
Ⅲ 計画策定の進め方 p45~p47



◆計画策定の進め方（検討の流れ）



◆計画策定の進め方（検討の流れ）





長時間にわたり
ありがとうございます。